

(健II 244F)
令和2年8月7日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

医療用物資の備蓄体制の強化および
医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その4）について

医療用物資（サーナカルマスク、N95・DS2 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）については、国による医療機関等への優先配布が行われているところであり、加えて、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム）のWEB調査をもとに、国と都道府県の連携による緊急配布（SOS）の対応が行われてきたところです。

今般、医療用物資の種類によっては医療機関等の在庫状況が概ね改善傾向にあることから、医療用物資に関する対策の主軸を、これまでの応急的な対応（緊急事体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へと移行する旨、厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）より各都道府県衛生主管部（局）宛て別添（1）の事務連絡がなされました。

また、別添（2）の通り、G-MISによる緊急配布（SOS）の対象に、令和2年8月5日より非滅菌手袋が追加された件についても、併せて情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

別添

- (1) 医療用物資の備蓄体制の強化について
- (2) 医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その4）



事務連絡
令和2年7月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
(マスク等物資対策班)

医療用物資の備蓄体制の強化について

医療従事者の医療用物資（サーボカルマスク、N95・DS2 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び手袋をいう。以下同じ。）については、国が確保したものについて、都道府県を通じて、又は国からの直送により必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。加えて、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム）のWEB調査を活用して、新型コロナ感染症の検査や患者の受入れを行っている医療機関等に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時を念頭に、国が都道府県とともに緊急配布（SOS）の対応を行ってきました。

G-MIS の WEB 調査の結果によれば、医療用物資の種類により差はあるものの、医療機関等の在庫状況は概ね改善傾向にあります。このような中、感染の次なる波の到来等があっても安定した医療提供体制を継続できるよう、計画的に備えを行っていくことが必要です。

このため、国としては、医療用物資に関する対策の主軸を、これまでの応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へと移行し、今後想定し得る感染拡大にも十分耐えうる数量の備蓄を進めることとします。ただし、医療用物資の種類によって、国内外の需給状況や民間商流の回復状況は異なることから、移行については、G-MIS のデータや現場の意見等から把握した医療機関・介護施設等の状況、世界の需給状況等を総合的に勘案し、物資毎に順次移行していくこととしています。

以上を踏まえ、国としては、下記の対応を講じることといたしますので、都道府県におかれましては、備蓄の強化等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）は引き続き実施してまいります。

また、今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施していくことを想定しています。

記

1 移行の対象となる医療用物資

- G-MIS のデータや現場の意見等から把握した医療機関・介護施設等の状況、世界の需給状況等を総合的に勘案し、まずは、サージカルマスクを移行対象とします。
- その他の医療用物資については、上記の状況を見つつ、今後の移行を検討します。移行の際は、改めて、事務連絡でご連絡いたします。
- 移行の対象となつた物資については優先配布を休止しますが、今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施していくことを想定しています。
- また、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、全ての医療用物資について、G-MIS を活用した国による緊急配布（SOS）を引き続き実施します。

2 移行の際に講じる措置

① 「特別配布」の実施について

- 移行対象となつた物資については、今後感染が再燃した場合に即座に現場が対応に当たれるよう、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、感染拡大時等の緊急時に使用すると見込まれる量の 1 ヶ月分程度の医療用物資を配布（以下「特別配布」という。）します。
- 特別配布の都道府県別の配分や医療機関等への配布手続については、基本的にこれまでの優先配布と同様の考え方で実施いたしますが、上述のとおり、都道府県及び医療機関等で必要な備蓄が構築できる量を配布しますので、感染再燃時やクラスター発生時の初動対応など緊急時に備えた備蓄として活用いただくようお願いいたします。
- サージカルマスクの特別配布については、全国合計で約 8,100 万枚を、8 月中に 2 回に分けて配布する予定です。具体的な都道府県別の枚数等は、別途ご連絡いたします。

② 国及び都道府県の備蓄体制の強化

- 移行対象となった物資については、引き続き、感染の流行の広がりに即時に機動的に対応できるようにするため、国において、今後想定し得る感染拡大にも十分耐えられる数量の備蓄を進めます。
- 都道府県においても、医療機関等においてクラスターが発生した場合等の緊急時に即時に柔軟に対応できるよう、備蓄のために必要な場所を適切に確保した上で、国からの特別配布分のほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等も活用し、必要量を備蓄いただくようお願いいたします。

※ 都道府県が新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等に配布することを目的として医療用物資を購入する場合の費用や物資を備蓄する場所（倉庫等）を確保する費用については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用することが可能です（健康局結核感染症課、医政局医療経営支援課協議済み）（別添1、2）。また、国配布の医療用物資に係る備蓄や配送の費用については配布事業費として国で財政措置をしています（別添3）。これらのほか新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金も活用しつつ必要な備蓄を進めていただくようお願いいたします。

（注）別添2のQ&Aの「一時的に保管する場所を確保するための費用」については、一週間、一ヶ月といった短期間の保管のみを対象とする趣旨ではなく、新型コロナウイルス感染症対応のための保管について対象としています。

- なお、介護施設等で感染者が発生した場合など緊急時においては、令和2年6月12日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通」に基づき、必要に応じ衛生部局の備蓄を活用するなど、関係部局が連携して、必要な医療用物資を融通して対応していただきますようお願いいたします。
- 移行対象となっていない物資については、引き続き国として優先配布を継続しますが、各都道府県におかれても、緊急時等の対応に向けて必要な備蓄を進めていただくよう、併せてお願いいたします。

- ※別添1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金対象整理表
- ※別添2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A（第4版）（抜粋）
- ※別添3 「「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」等に関する質疑応答集（Q&A）について（その6）（抜粋）

担当者連絡先

マスク等物資対策班
TEL : 03(5253)1111 内線8135、8209
03-3595-3454

医療用物資の備蓄体制の強化

概要

- 医療用物資に関する対策の主軸を、これまでの応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へと移行し、想定し得る感染拡大にも十分耐えうる数量の備蓄を推進・強化。（まずは、サージカルマスクが対象（7月～）。その他の医療用物資も移行を検討）
- ※ G-MISのデータ等から、医療用物資によって差はあるが医療機関の在庫状況は改善。感染拡大があっても安定した医療提供体制を継続できるような計画的備えが必要。
- ※ 今後需給が再度逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布（無償）を実施していくことを想定。

移行の際に講じる措置

（1）移行対象となった物資

- ・ 移行対象となった医療用物資については、一旦、優先配布を休止。
- ・ 全ての医療用物資について、個別の緊急需要に対応するため、G-MISを活用した緊急配布（SOS）は引き続き実施。

（2）移行の際に講じる措置

① 特別配布の実施

- ・ 今後感染が再燃した場合に即応できるよう、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、緊急時使用量1ヶ月分の医療物資の「特別配布」を実施。 ※サージカルマスクは約8,100万枚を特別配布。

② 備蓄の強化

- ・ 国及び都道府県において、感染拡大に機動的に対応できるよう、備蓄を強化。

※ 都道府県が医療用物資を購入・備蓄するための費用は国の財政措置や交付金を活用。

「医療用物資の配布に関する事務連絡」と「新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業」

別添 1

「医療用物資の配布に関する事務連絡」

① 感染症指定医療機関等

PCR・抗原検査のための検体採取
を行う医療機関

施設内で感染者が発生した場合など緊急時の医療機関・介護施設等

② 重症度が高い患者が入院する等の病院

③ 在庫の不足の程度など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等
(病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局)

④ その他特別の事情がある医療機関等

(病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、軽症者の療養を行う宿泊施設)

※上記①を除く介護施設等

「新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業」において、医療用物資の備蓄経費が対象になるか

○
(新型コロナウィルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)

○
(帰国者・接触者外来等設備整備事業)

○
(医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業)
※ただし、介護施設を除く。

○
(新型コロナウィルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業)

○
(医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業)

○
(病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局の場合は医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業)
(軽症者の療養を行う宿泊施設の場合は新型コロナウィルス感染症対策事業)

×

※介護施設等で感染者が発生した場合など緊急時においては、令和2年6月12日付け事務連絡「新型コロナウィルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通」に基づき、必要に応じ衛生部局の備蓄を活用するなど、関係部局が連携して、必要な医療用物資を融通して対応。

※購入可能な医療用物資については、新型コロナウィルス感染症緊急包括支援事業実施要綱による。

(別添 2)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ & A（第4版）

令和2年5月13日 第1版
令和2年6月16日 第2版
令和2年7月1日 第3版
令和2年7月3日 第4版

5 国からの配布など交付金以外の方法で整備した個人防護具の保管費用を交付金から支出することはできますか。

(答)

- 本事業の目的は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が適切な医療を提供できるよう、必要な個人防護具等をあらかじめ整備することです。
- 都道府県としては、本交付金だけではなく他の方法によって整備するものも含めて、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関への配布の体制整備を行う場合があります。
- これら都道府県が整備した個人防護具について、必要な時に新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関へ迅速に配布するために、一時的に保管する場所を確保する費用については、事業の目的の達成に必要なものであるため、補助対象となります。
- なお、帰国者・接触者外来等設備整備事業においても、同様の考え方となります。

(別添 3)

「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」
に関する質疑応答集 (Q&A)

問 5

都道府県から医療機関へ配布する場合の配達費の負担について。

(答)

医療機関向けのマスクの医療機関等への配布について、国直送ではなく、都道府県から配布する際に、国が契約する運送業者を利用いただく場合には、その配達費を国が負担します。また、その際の入件費や倉庫の借り上げなど、配達費以外の費用についても国が負担します。

※令和2年6月26日付け事務連絡「「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」等に関する質疑応答集 (Q&A) について（その6）」より抜粋

事務連絡
令和2年7月30日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課
(マスク等物資対策班)

医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その4）

医療従事者の医療用物資（サージカルマスク、N95・DS2 マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド）については、国が確保したものについて、都道府県を通じて、又は国からの直送により必要な医療機関等に優先配布を行っているところです。加えて、G-MIS（新型コロナウィルス感染症医療機関等情報交換システム）のWEB調査を活用して、新型コロナ感染症の検査や患者の受け入れを行っている医療機関に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時を念頭に、国が都道府県とともに緊急配布（SOS）の対応を行ってきました。

今般、非滅菌手袋についても、令和2年8月5日から緊急配布（SOS）の対象に追加いたします。詳細は、令和2年7月30日付け「WEB調査結果の活用マニュアル」のとおりです。

都道府県におかれましては、改めて、体制の整備等を行っていただくとともに、管内の医療関係団体及び医療機関等への周知を行い、また医療機関に対して「新型コロナウィルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握について」（令和2年3月26日付通知健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号）におけるWEB調査（以下「WEB調査」という。）に参加を働きかけていただきますよう、お願ひいたします。

なお、前回事務連絡からの主な変更点を赤字で記載します。

記

1 都道府県及び国における医療用物資の的確な配布等の対応について

- WEB 調査については、令和2年6月26日付け「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等についての調査項目一部変更のお知らせ（その7）」に基づき、医療機関が閲覧するWEB調査のトップページに、緊急要請の専用のページへのアイコンを新設し、日々、医療機関が医療用物資ごとに「緊急配布（SOS）」を要請できるようになりました。
- この「緊急配布（SOS）」の対象の医療用物資は、サービカルマスク、N95マスク等、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋です。
- 令和2年6月26日付け「WEB調査結果の活用マニュアル」に基づき、以下の①～③すべての要件を満たす医療機関について、都道府県の備蓄で対応するか、国による直送で対応をするか、より迅速かつ適切な方法を都道府県で決定していただき、緊急の支援を行っていただくようお願いいたします。なお、都道府県の備蓄で対応した場合は、国から都道府県への一斉配布の際にその分を上乗せして配布します。
 - ① 欠品等により自ら調達できない
 - ② 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関、またはPCR・抗原検査を実施する（検体採取を含む）医療機関
 - ③ 要請する医療用物資の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間以内（「非滅菌手袋」については、1週間以内）
- 医療機関等のニーズ把握、相談への対応、備蓄の確保や管理、医療機関等への配布など、都道府県において医療用物資を的確に配布するための体制を整備するようお願いします。都道府県における事務に要する費用（人件費等）に対して国で財政措置しています。
- なお、緊急配布した医療機関名及び数は、将来的に都道府県ごとに公表する可能性があります。その際には、都道府県ご担当者に相談させていただきます。
- 非滅菌手袋について、材質（ニトリル、PVC等）やサイズ（S、M、L）については都道府県や医療機関が選択できませんのでご理解をお願いいたします。

2 厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局によるWEB調査への協力要請について

- 令和2年7月30日付け「WEB調査結果の活用マニュアル」のとおり、緊急対応の対象となる医療機関はWEB調査に回答した医療機関に限られることか

ら、都道府県におかれでは、管下の医療機関に対して WEB 調査への協力要請を行うようお願ひいたします。

- 診療所が PCR・抗原検査のために検体採取を行う旨の報告があった場合には、WEB 調査について周知いただき、活用を促していただきますよう、協力をお願ひいたします。WEB 調査への登録等の詳細は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和 2 年 3 月 26 日付け 健感発 0326 第 3 号、医政地発 0326 第 1 号、閣副第 325 号）をご確認ください。

担当者連絡先

マスク等物資対策班
TEL : 03(5253)1111 内線8136、8209
03-3595-3454 (夜間直通)

【SOS担当】

MAIL : sos-busshi@mhlw.go.jp